

民族共同体と法(一一)

——NATIONALSOZIALISMUSあるいは「法」なき支配体制——

南 利 明

はじめに

第一章 民族共同体の建設——「あらゆるドイツ人、一人一人をわれわれの理想に合致した鑄型に入れて鑄直す」

一 戦いの第二段階

二 運命共同体の建設 I (以上『法経研究』第三七卷第三号、第四号、第三八卷第一・二号、第三九卷第一号)

三 運命共同体の建設 II (以上『法経研究』第三九卷第二号、第三号、第四号、第四〇卷第一号、第二号、第三・四号)

四 運命共同体から種共同体へ

五 種共同体の建設 I

(一) 婚姻の本質と目的 (以上本号)

四 運命共同体から種共同体へ——「ナチズムとは新たな人間創造の意志である」

「人種墮落の時代に自国の最善の人種的要素の保護育成 (Präge) に専心した国家はいつか地球の支配者となるに違

(1) ない」——『我が闘争』の最後を飾ったこの言葉が示す通り、ドイツ民族による「世界支配」の実現を最終目標とするナチズムにとって、「運命」共同体の実現は、そのために必要とされる「ドイツ民族再構成」の作業のすべてではなかった。「世界観を共有する者の共同体」、それが運命共同体であったとするならば、最終目標に定位した将来の戦いへの参加のためのもう一つの前提条件として、さらに、「種」共同体、即ち、「血を共有する者の共同体」の建設が遂行されなければならない。このための指導は一〇年や二〇年ではすまないであろう」、ヒトラーは一九三九年一月二五日の高級将校を前にした秘密演説の中で語っている、「しかし、一〇〇年後には、当然の結果として、一つの新たな社会的エリートが登場することになる。この構築が完成し、民族を担う新たな社会層が出現した時、われわれの民族はヨーロッパを支配する権利を手にするようになるにちがいない。それが私の断固たる確信である。(2)」

それでは、何故、運命共同体の実現だけでは不十分であったのか。何故、さらに種共同体の建設が必要とされなければならないなかったのか。それが、既に紹介したところの、ナチズムに固有の人種生物学に定位した闘争的世界観と無関係でなかったことはいままでもない。ヒトラーにとって、地球の歴史は、限られた生活空間を前にして、自国の領土の拡大を目的に、それぞれの民族が自己の命運をそれに託して遂行する生存闘争の歴史以外の何物でもなかった。しかし、「血の中にのみ人間の力も弱さもその基盤をもつ」と見るヒトラーからすれば、この生存闘争は、たとえそうしたものが必要不可欠なものであるにせよ、「軍事力」は無論のこと、「精神力」によっても決着がつけられる類の戦いではなかった。むしろ、それは、「民族の人種的価値」、即ち、「民族のすべての力の源泉」として、「世代を通して永久に伝えられ、民族の肉体的、精神的能力と特徴を決定する遺伝的素質」こそが決定的に重要視されなければならない闘争であったのだ。生活空間をめぐる生存闘争とは、結局のところ、それぞれの民族が自己の有する「人種的価値」、より端的には、「血」を賭けて遂行する「人種戦争」としての性格をもつ戦いであったのであり、その限りにおいて、「もつとも優れた人種的

価値をもつ民族」、それが、諸民族の戦いの「最後の勝利者」として、「持ち回りの優勝カップ」であるこの地球を神から贈られるべく定められた民族に他ならなかったのである。そして、その際、ヒトラーの頭の中では、「白色人種」、中でも「もつとも価値ある最高の人種」とみなされるべき「北方人種」の中核民族であるドイツ民族以外に、「自然の最愛の子供」としての神の祝福を受けるべき権利と資格を有する民族は存在しなかった。しかし、ドイツ民族が、たとえ「地球上で最も優れた最強の民族」として、「疑いもなく即自的に世界支配を運命づけられた民族」であつたにせよ、ドイツ民族と同様に北方人種の血を有し、あるいは、ドイツ民族よりはるかに強大な人口数を誇る、さまざまな民族が生き残りを賭けて戦うこの生存闘争の中で、はたして彼らが実際に自らに課せられた「運命」に堪え、自らの「権利」を実現しうるかは、彼らの有する優れた「人種的価値」を質的にも量的にも「保護」し、より一層「強化」し、その結果、北方人種の血に根ざし、価値ある遺伝的素質を有する可能な限り多くの民族同胞から構成される共同体の建設に成功するか否かにかかっていたといわねばならない。とりわけ、一九一八年の敗北の原因が、ドイツ民族の「世界観的分裂」のみならず、「血の分裂」にも求められなければならなかつた限り、⁽⁴⁾ そうであつたにちがいない。ドイツ民族がもしこの「分裂」を克服しえず、種共同体の建設に失敗するならば、間違いなく「持ち回りのカップ」はより優れた人種的価値を有するより強い民族の手に落ちることになるであろう。

こうした人種生物学的な闘争的世界観とならんで、さらにもう一つ、「種」共同体の建設を不可避ならしめる重要な理由が存在した。「世界観」と「人種的遺伝素質」の相関性の問題がそれであつた。既にいくつかの箇所でも触れた通り、⁽⁵⁾ ナチズムにとってこの二つの事柄は無関係のものではなかつた。それどころか、これらが実は同一の事柄であるともみなされていたことは、たとえば、以下のシュラウトの主張からも明らかであつた。即ち、「世界観というものは、血によつて条件づけられている。遺伝的素質を同じくする人間集団は、一定の精神的性向、能力、特徴を有し、それらが当該人

種の構成員に対し、意識するとしなにかかわらず、ある定められた仕方において行動し、決断し外部世界の出来事を評価せしめるのである。⁽⁶⁾つまり、ドイツ民族が「北方人種」を「基本的構成要素」とする民族として、他の民族と異なる遺伝的素質を有する以上、ドイツ民族は必然的に他の民族と異なる世界観を有するのであり、また、一人一人のドイツ人は、彼らが、ドイツ民族の基本的構成要素である北方人種の遺伝的素質、つまりは「血」を分有する限り、生まれながらにドイツ民族の世界観を共有し、共通の思想、感情、欲求にもとづいて行動するというわけだ。それ故、北方人種の「血」を分有する人間にとって、民族の最終目標の実現に向け、自らに与えられた持ち場において自己の責務を果たすことが、「種に即し、種に根拠づけられた」強制されるまでもない内面からの「自明の義務」、「当然の義務」であつたとするならば、逆に、何らかの理由から共通の「血」を失つた人間——「種的変質者」——、あるいははじめからかかる「血」をもたない人間——「異人種」——にとっては、共同体に対する裏切り、敵対、非協力こそが「本質的かつ必然的な事柄」であつたことになる。クランツが「自己の現存在を共同体に組み入れ、共同体に定位し、共同体の中で、共同体のために行動する能力と、遺伝的素質との間には関係がある⁽⁷⁾」というように、或る人間が、「誠実な民族同胞」であるのか、それとも「裏切者」、「敵」、「非協力者」であるのかは、「種に即し、種に根拠づけられた」、いわば「運命そのもの」として、決して当人の自由な意志の選択に委ねられる類の問題ではなかつたのである。もはや疑問の余地はないであろう。「他日、この地球上の最後の、そして最大の審判」に備えて、「ドイツ民族全体の思想、感情、欲求を变革」することにより、「一つの意志、一つの決意をもち、喜んで一つの行為のために身を犠牲にする覚悟をもつた八五〇〇万の人間」からなる運命共同体の創出を、合法改革後の第二段階の革命のための不可避な課題であるとみなした⁽⁸⁾ナチスにとつて、かかる課題は元来「種」共同体の創出と不可分のものであり、それなくしては完成しえない、そうした類の課題に他ならなかつたのである。「世界観の分裂」の克服は、何よりもまず「血の分裂」の克服を要求し前提とするも

のであったのだ。

したがって、合法革命による全国家権力の掌握後、近い将来予想される人種戦争に備え、ヒトラーが繰り返し、「今後、われわれはこの国家のためにドイツ的人間を育成しなければならぬ、巨大な仕事が始まるであろう」といい、あるいは、「ドイツ革命は、すべてのドイツ人が新たに形づくられ、新たに組織され、改造されるまで完成することはない」⁽⁹⁾、「われわれは何百年かけてドイツ民族を改良するであろう」という時、彼がこうした発言によって言わんとしたことは、単なる政治的・世界観的団結と統一の実現にとどまるものではなかつたはずである。「われわれの闘争目的は、われわれの人種および民族の存立と増殖の確保、民族の子供の扶養、血の純粹性の維持、祖国の自由と独立であり、そうしたことの實現は、われわれの民族が万物の創造主から与えられた使命を達成する上で必要不可欠な事柄である」⁽¹²⁾、このように既に『我が闘争』の中で、種共同体の實現の必要性を「最終目標」に至る自らの政治課題の中に明確に位置づけていたヒトラーは、政權掌握直後の一九三三年三月二一日、ポツダムのガルニゾン教会で開催されたライヒスターク開会式の場で、ドイツ民族を前に、新たなライヒ政府の方針が、「ドイツ国民国家の精神と意志の統一の再建」とならんで、「われわれの生存の永遠の土台であるわが民族、およびそれに与えられた諸力と諸価値の保護」にあることを宣言、さらに、期間中開催された国会において『ドイツ人の血と名誉の保護のための法律』を制定公布した一九三五年の党大会の閉会演説の中で、ヒトラーは、先の『我が闘争』の主張をほぼそっくり繰り返すことにより、ドイツ民族に対し、改めて、種共同体の建設が緊急の政策課題であることを明らかにしたのである、「ナチズムの教義の出発点は、国家にはなく、民族にある。ナチズムの一切の思考の中心に置かれるべきはその歴史的発展に鑑みわれわれが『ドイツ民族』と呼ぶところのこの生ける実体に他ならない。民族こそが変わることのない存在であり、今日、われわれはその中にわれわれの唯一の目的を見出すものである。民族の保護に成功することにより、はじめてわれわれの理想の實現にとって必

要な前提条件が整うことになる。神は人間を創造することにより、同時に、われわれの行動の目的が人間の保護にあることを教えたのである。それ故、神により創造された民族という実体を、肉体的にも、また精神的にも健全かつ純粋に保護すること、それが唯一、民族の有する一切の理想および一切の組織の根源的かつ本来的目的なのである。⁽¹⁴⁾

「ドイツ民族の保護」を旗印として、ヒトラーがこれから行おうとしていた企ては、結局のところ、シュトラッサーとの最後の会談で彼自身語っていたように、文字通り「人種革命」とでも呼ぶべきものであったのだ。⁽¹⁵⁾一九三七年の党大会、ワグナーに代読させたナチス党員に対する声明は疑問の余地のないものであった。即ち、「ドイツが最大の革命を経験するのは、この国ではじめて計画的に着手された民族および人種衛生学 (Volks- und Rassenhygiene) を通じてである」と。さらに声明はいう、「ドイツ民族に対して行われる人種政策によってもたらされる効果は、他のいかなる法律のそれよりも決定的なものとなるであろう。なぜなら、これは新たな人間を創造するからである。われわれの活動と努力の一切がドイツ民族の保護に振り向けられないとするならば、いつたいそうした活動にいかなる価値があるか。ドイツ民族の血の純粋性、純潔性を保護するという、もつとも重要な義務がなざりにされるならば、そもそもドイツ民族に対して奉仕することに一体どんな価値があるか。⁽¹⁶⁾」声明の言葉にある通り、「民族および人種衛生学」を通じての「新たな人間の創造」、それが種共同体の建設の内容であり、目的であった。非公式の場での発言はより腹藏のないものであった。「われわれの革命は、純粋に生物学的価値の承認へ向かう更なる前進の一步であり、あるいは、最後の一步なのである」、政権を掌握して間もなくの頃、ヒトラーはラウシュニングを相手に自らの政治哲学と今後の計画をこのように語っていた、「問題はいかにして人種の頹廃を阻止しうるかである。われわれの誰もが、混血し、汚された血という病を患っている。どのようにすれば、われわれはこの汚れを浄化し、償うことができるのであろうか。……人間は今、途方もない変貌の只中に立っている。天地創造ははまだ終わっていない。少なくとも、人間というこの生物に関する限り

はそうである。人間は生物学的に見た場合、明らかに一つの分岐点に立っている。新しい人間の種が今その輪郭を現し始めているのだ。この人間の新しい種に、すべての創造的エネルギーが集中することになるであろう。今後、二つの種の間で、相対立する方向への急速な分岐が継続的に進行するにちがいない。一方は、人間以下の種へと没落し、他方は、今日の人間を凌駕し、はるか上まで上昇する。……人間の根源的な呼び掛けに耳を傾け、永遠の運動に一身を捧げる者は、新たな人類へと招かれている。ナチズムをただ政治運動としてしか理解しない者は、ナチズムについて何も知らなずに等しい。ナチズムは、宗教以上のものでさえある。それは、新しい人間創造への意志である。……政治とは、今日、文字通り、運命の形式である。この淘汰の過程は政治的手段によって促進されうるものなのだ。⁽¹⁷⁾

こうした認識はヒトラー個人に限られたものでも、また秘密にされるべきものでもなかった。たとえば、ナチスの代表的イデオログであったローゼンベルクは、一九三〇年に出版し、その後ナチス崩壊に至るまでの間に一〇〇万部以上を売り尽くした『二〇世紀の神話』の序文の中で、「新しい生命神話にもとづき新たな人間類型を創造する——これがわれわれの世紀の課題である」⁽¹⁸⁾ことを明らかにしていたし、内閣官房長官ランマースもまた、一九三四年一〇月のベルリン行政アカデミーの講演において、新政府のもっとも重要な課題として、「新たなドイツ人類型の形成」を挙げている。⁽¹⁹⁾あるいは、国家的レヴェルでの人種政策遂行の最高責任者となったフリックは、政権獲得直後のライヒスタークの選挙戦の最中、ドイツ人女性を対象とした人種思想の啓蒙書の出版を目的に、編集者であるシャルロッテ・ケーニッペーレンスのインタビューに答える中で、「あなたは、ドイツ民族に対する人種的改良 (rassische Verbesserung) の可能性を信じますか、そしてまた、この問題に関し、ドイツの将来がどのようなようになるとお考えでしょうか」との問いに対し、以下の回答を寄せていた、「先の大戦中、ドイツ民族が世界を敵にまわして挙げた他に例のない戦果を振り返った場合、さらにまたその後の一四年にわたる比類のない苦境にもかかわらず、ドイツ民族がなお国民革命のためのエネルギーを保

持していたことを考えた場合、わたくしたちが一瞬たりといえども以下の事柄について疑いを抱くといったことはありえません、即ち、ドイツ民族は、自己の有するすべての社会層にわたり、今日依然として十分価値ある遺伝的素質および血を有しており、それらが、今日この上もなく重大に差し迫った人種的没落に対する戦いに勝利を収め、そしてまたアジア的ボルシェヴィズムから発する没落の脅威からドイツおよびヨーロッパ文化を救済することを可能ならしめるものとなるのです。⁽²⁰⁾ ローゼンベルクやランマース、フリックだけではない。この時期、政治指導部に属するもの以外で、ナチズム運動の中にはつきりと「新たな人間の創造」を見出し、そのことを積極的にドイツ国民に対し発言した者としてゴットフリート・ベンの名前を挙げる事ができる。一九三三年、「あなたは、何故、ドイツに留まり、ナチスに協力するのか」との一亡命作家から寄せられた批判に対する『回答』として行われたラジオ演説の中で、ベンは次のように自らの考えを明らかにしていた。「歴史は、その転回点において、人種の汲み尽くせぬ胎内から一つの新しい人間類型を送り出します。……最近のドイツにおける諸々の出来事につき、重要な事柄は、政治的策略の類などではなく、一つの新たな生物学的類型の出現なのです。ここで問題となっていることは、政治形態などではありません。むしろ、人間の誕生の新しいヴィジョン、おそらくは白色人種の古くからの、そして、その最後の大規模な構想が問題なのです。⁽²¹⁾」

新たな人間の「創造」、あるいは「形成」とは、右に引用したいくつかの発言からも明らかのように、文字通りの意味において理解されなければならない事柄であった。一九三三年にその名もズバリ『ドイツ——新たな人間が形成される国』を発表したベルクマンは、この表題、とりわけ「形成 (Bildung)」という言葉が多くドイツ人に惹起するであろう誤解を避けるため、「殆ど余計なことではあるが」としながらも、以下のコメントを付け加えることを忘れなかった。「われわれがいう『形成』とは、教養を身につけるといったことではなく、何かプロメテイウスの作業を可能ならしめる技術が、既に、ナチスに形づくる (formen) 技術を意味するものである」と。⁽²²⁾ このプロメテイウスの作業を可能ならしめる技術が、既に、ナ

チス登場以前、多くの論者により展開されていた、「人種理論」にもとづくところの「民族および人種衛生（改良）学」に他ならなかった。⁽²³⁾つまり、ドイツ民族の生物学的健全性を危殆ならしめる一切を防止し、それを保護し改良する一切の措置を實行することがそれであった。ヒトラーは、自らその出版を禁じた『第二の書』の中でそのことの必要性をはつきりと確認していた、即ち、「ドイツ民族を奈落の底から救済しうるものは、人種理論から一切の結論を引き出す新たな改革運動のみである。」さらに彼はいう、「今日既に存在し、あるいはこれから生み出されるであろう人種理論の知識や学問的洞察を實際の政治の場に適用することにより、「民族のもつとも優れた人間、およびもつとも優れた徳性を計画的に育成し、「ドイツ民族を」より高等な「民族へと」品種改良する（zuchten）こと」がナチズムの課題であり、政策である、と。⁽²⁴⁾

こうした改革運動からいかなる共同体が生み出されることになるのか。これに関しては、一九三四年に発表されたヘーンの『共同体の本質について』の中に見られる描写以上の確なものには他になかったにちがいない。ヘーンはいう、「人種的育種」の思想が、民族の最高目的として、民族全体を支配し、また民族全体がそれにもとづいて行動することをわれわれは希望する。具体的には、遺伝的にもつとも優れた者のみが結婚し、血と土との結びつきの中で民族の永遠の存立を保障する子孫を生産する、そうした理想がわれわれの目指す最高目的に他ならない。かかる理想を現実のものとしてゆくために、より近い目的として保護飼育場（Hegehöfe）の建設が不可欠である。⁽²⁵⁾つまり、民族共同体とは、養鶏業者や果実栽培者が、そこにおいて遺伝法則を応用しながら、劣った個体を生殖過程から排除し、選ばれた優秀な個体に対し人工的な交配を繰り返すことにより、より優れた遺伝的素質を持った品種を生産しようとする、いわば試験農場、種苗場と何ら違いのないものであったのだ。つまるところ、「新たな人間の創造」とは、既にこれまで多くの篤農家によって家畜や果実を対象として行われてきた「育種」の思想を人間に適用しようとする試み以外の何物でもなかったのだ。

⁽²⁶⁾ある。ダレの『掟としての育種』はいう、「(人間のもつ) 諸々の特徴の遺伝(法則)が発見されたことにより、一切の価値の完全な転換が始まった。遺伝というものの存在についてわれわれが学んだ以上、育種の法則にわれわれ自身を服せしめることが健全な人間理性からする当然の帰結である。育種の考えを人間に当てはめることについては、つい最近に至るまで躊躇いがあったにせよ、今日、遺伝に関して得られた新しい認識およびわれわれの有する血の聖性に関するわれわれの知識が、育種を国家的理性の基礎たらしめることをわれわれに要請している。遺伝に関する知識の適用としての育種が人類の重要な目標とされねばならない。それがわれわれの時代の課題である。⁽²⁷⁾」

民族共同体を保護飼育場とし、育種の法則をドイツ民族に適用することにより行われるこうした「新たな人間の創造」は、ヒトラーにとって「神の御業への奉仕」として位置づけられるべき企てに他ならなかった。一九三八年九月六日の党大会での演説はいう、「われわれのプログラムの頂点には、何ら秘密めいたものはなく、むしろ明白な(人種に関する)認識と(その認識を実行に移す)断固たる信仰告白が存在するだけである。われわれは、この認識と信念の中心に神が創造したもうた存在の継続的な維持と保護を置くことによって、われわれは神の御業を助け、神の御意志を実現しようとするものである。⁽²⁸⁾」このいささか大袈裟な言い回しも、それがナチズム全体の中で有する人種理論・人種政策の重要性を表現するものであったと解するならば、必ずしも意味のないものではなかったにちがいない。既に一九三三年の党大会において、「(自己の有する)一定の基本的見解および明白な目標をあらゆる行動の出発点とし、基盤とする(という意味において)、ナチズムとは一つの世界観である」ことを宣言したヒトラーは、このすぐ後に、次のような文言を付け加えていた、「ナチズムは血、人種、永遠の淘汰法則を英雄的に評価する理論に対し信仰告白するものである。ナチズムの世界観は民族生活のほとんどすべての領域における再構成を不可避ならしめる。人種および遺伝の法則のもつ重要性が今ようやく人類の意識に上り始めた。この明瞭な認識および考慮がやがて将来の発展の基礎として役立つことになる

であろう。⁽²⁹⁾ 結局のところ、同じ党大会においてフューラー代理ヘスが指摘したように、「人種問題こそがナチズムの一切の政治的考察の軸」であつたのであり、ナチズムとは、「まさしく人種理論の適用以外の何物でもなかつた」のだ。⁽³⁰⁾

それでは、ナチスが、「新たな人間の創造」を目的に、自らの世界観の成否を賭け、ドイツ民族を対象として実行しようとした「民族および人種衛生学的措置」は、具体的にいかなる内容からなるものであつたのか。「新たな人間の創造」のために何が行われなければならなかつたのか。当然のことながら、その内容は、ドイツ民族没落の原因が何に求められるかによって規定されることになる。この点に関しては、ヒトラー自身、『我が闘争』をはじめ様々な機会をとらえて自らの見解を披露している通りであるが、ここでは、グロースの総括的な見解を紹介しておこう。「ナチスドイツ医師連盟」のライヒ指導者の一人であり、一九三三年にナチスの一組織として「人口政策および人種衛生学のための啓蒙局」を設立したグロースは、翌一九三四年、『人種政策のための教育』を発表。その中で、民族の没落の原因は、一般に、「当該民族の有する生物学的事实、つまり通常標語的に『人種』と呼ばれるところの一切の事柄の枯渇」、具体的には、「人口数の減少」、「遺伝的価値の質的悪化」、「混血」に求められるとした彼は、かつて多くの民族と国家を滅亡に追いやつたこれらの三つのプロセスのすべてが、現在ドイツ民族体の中で進行中であるという。⁽³¹⁾「ドイツ民族の人口数は、表面的な出生過剰にもかかわらず、しかしながら今日重大な疑念と不安を惹起するものである。出生数は、一八七六年以降、ほぼ変わることなく減少を続け、一九〇〇年以降、この減少は急激なものとなっている。」この人口減少がそのままと四、五〇年も継続すれば、ドイツの人口数は、現在の三分の一となり、その結果、「ドイツはもはや強国たりえず、ヨーロッパの中心にあつて、取るに足りない没落国家へと墮す。」⁽³²⁾このプロセスに、さらに、ドイツ民族の「遺伝的価値の退化」が加わる。平均以上の能力、価値を有する生物学的に健全なドイツ人家族がお話にならない少数の子供しかもたないのに対し、共同体に有害な遺伝的素質をもつた劣等な家族は平均三人から五人の子供を生んでいる。このことがドイツ

ツ民族に何をもたらすことになるのか、それは自明であるとグロースはいう、即ち、「今後の一〇〇年間が、ここ数十年の間にわれわれが経験したテンポで経過するとするならば、純粋に理論的にみた場合、ドイツ民族が精神薄弱者、大酒飲み、犯罪者の子孫で埋め尽くされることはまちがいない。」⁽³³⁾最後に、第三のプロセスとして、「異なった人種との混血」の問題が挙げられる。今日、一般の人々の想像をはるかに超える形で進行しているドイツ民族への異人種の血の侵入が、民族没落の原因として、とりわけ重要視されなければならないのは、それが、他民族との生存闘争を勝利に導くべき「民族の内的統一の動揺と分裂を不可避的に惹起ならしめる」からである。混血は、「人々の中で、家族の中で、個々人の中で、集団の中で、至るところ、二つの魂が一つの中であい争わねばならない」状況を生み出すものであり、したがって、人種の純粹性の喪失からは、「ドイツ民族の、肉体的、精神的、心的、性格的な面にわたる全体的な統一と構成の破壊以外の何物も生じない。」⁽³⁴⁾

それでは、「人口数の減少」、「遺传的価値の質的悪化」、「混血」はどこから生まれてきたのか。つまり、民族没落の究極の原因は何であったのか。一九三五年の党大会における演説の中で、ワグナーは、その原因を、ドイツ民族がフランス革命によりもたらされた「平等性の理論」に惑わされ、この地球上の一切の生物を支配する「自然の根本法則」を忘却したことに求めることができる。つまり、「自然」というものが、個体のもつ生物学的価値の不平等性を前提に、元来、生殖そのものに制限を加えず、しかし厳しい環境の中で、あり余る個体の中から、生存競争を通して、より優れた者、より純粹な血を有する者を選抜し、逆により劣った者、より混合した血を有する者を淘汰し、それにより優秀な血を持つ人種の中で、さらに生物学的に価値ある遺传的素質を有する者だけに生存のチャンスと発展の可能性を与えようとするものであるのに対し、人種間、個体間に厳然として存在する一切の価値的相異を認めない平等主義の精神は、生存闘争の原理を否定し、ドイツ民族の中に、選抜や淘汰に代わって「逆選抜・逆淘汰のプロセス」を持ち込み、その

結果、隣人愛やヒューマニズムの掛け声の下に、一方で、数少ない個体を維持すべく、本来ならば淘汰されるはずの生存に値しない、また生存能力をもたない弱者・劣等者を、強者・優秀者の犠牲の下に、人工的に保護し、そればかりか増殖しようとさえし、他方で、自然が生み出した人種間の優劣の存在を忘れ、他の劣等人種との混血により自己の民族の血の純粋性と優秀性を破壊ならしめるに至った、そのようにワグナーは主張する。⁽³⁵⁾

もはや明らかであろう。民族の没落を阻止するためには、何よりもまず、「自然から与えられ、神により欲せられた不平等性」の原理を一切の生活の基礎とし、人種学・遺伝学の認識に基づく計画的な民族・人種改良政策の遂行により失われた選抜・淘汰の自然的過程を再び民族の中に導入することが必要であったのだ。⁽³⁶⁾ その際、かかる選抜・淘汰の目的が、「人口数の増加」、「遺伝的価値の保護・育成」、「血の純粋性の保護・回復」に求められなければならないこと⁽³⁷⁾は、これまた先のグロースの著書にあった民族没落の三つのプロセスに関する主張からして改めて指摘するまでもないであろう。ライヒ内務省における人種政策部門の最高責任者であったギュットは、一九三四年に発表した『国家の政策課題としての人種に対する奉仕』の中で、これらが新たな国家のもっとも重大な任務となることをはっきりと確認していた、「民族没落のプロセスにストップがかけれなければならない限り、種および人種の保護を妨げる一切が生殖の過程から排除されなければならない、また、遺伝的に健全で人種的に価値ある人口の増加を可能ならしめる一切が促進されなければならない。かかる『人種への奉仕』が、国家のもっとも重大な課題であり、また、国家の執行機関の責務である。⁽³⁸⁾」もつとも、人口・人種政策の諸措置を執行すべき具体的担当者は何もギュットが挙げる「国家」に限られるものではなかった。既に、ランマースは、一九三四年の時点において、「〔新たな人間の創造という〕課題の実現は、国家の機関の力を超えるものであり、その性格からしても必ずしもそれに相応しいものであるとはいえない」との考えを明らかにしていた。それでは、より相応しい組織として、国家以外にいかなる組織があつたのか。ランマースは続けていう、即ち、

「この課題は、主として、ナチズムに忠誠を誓ったアクティブな戦士の共同体であり、ドイツ民族の政治的選良である党の手によって解決されなければならない。」⁽³⁹⁾

党であれ、国家であれ、いずれにせよ、民族・人種改良政策が実際に執行されてゆく場合、それが、民族同胞一人一人の現存在のもつとも内奥の部分にまで及ぶであろうことは、最終的には個々人の「遺伝子」の領域をも対象とせざるをえないかかる政策の課題内容からして当然予想されうる事柄であったといわねばならない。「ナチズムは、〔国家や共同体からの最大限の自由の確保を目的とする〕かつての自由主義的見解とはまったく異なり、民族の共同体生活のみならず、個人の生活、つまり人間の活動のあらゆる領域にまで干渉せざるをえない」とランマースがいう時、⁽⁴⁰⁾それは文字通りの意味においてそうであったのだ。ここでもう一度、第二段階の戦いが本格化しはじめた政権掌握間もない頃のヒトラーの発言を想起することは決して無駄ではないであろう。「党が生存（Dasein）の幅と深みの全体を支配する」、そのように彼は語っていた、「そのため、個人のあらゆる行動、あらゆる欲求は、党が代表する公共性によって統制されることになる。われわれの社会主義は、はるかに深いところまで浸透する。物事の外的な秩序を変えるのではなく、もっぱら、国家、民族共同体に対する個人の関係を整除しようとするものである。個人的幸福の時代は過ぎ去ったのだ。われわれは人間を社会化する。」⁽⁴¹⁾たしかに、遺伝学・人種学の理論を応用した民族の品種改良による「新たな人間の創造」という作業は、文字通りの意味で人間の「現存在」そのものを対象とした改鑄作業とならざるをえないものであったろう。合法革命後の第二段階の課題が「ドイツ人一人一人をナチスの理想に合致した鑄型に入れて鑄直すこと」⁽⁴²⁾にあったとして、それは単に世界観的改鑄にとどまるものではなかったのである。

こうした新たな改鑄作業が、事の性質からして、すべての民族同胞に対し予想もしえない、また多くの場合従来の道徳観念からしては耐えがたい犠牲を要求するものであったことは、改めて指摘するまでもないであろう。一九二九年の

党大会におけるヒトラーの発言は疑問の余地のないものであった。即ち、「ドイツで毎年一〇〇万人の子供が生まれ、(か)つてスパルタが行ったように」その内のもつとも弱い者から七〇万ないし八〇万人が除去されるならば、われわれは民族の力の増大という成果を手にするようになるであろう。逆に、近代が生み出したヒューマニズムの夢想から脱却しえず、自然の淘汰過程を蔑ろにし、弱者を保護し、クレチン病患者の生殖能力を守ろうとするならば、恐ろしい結果が民族を待ち受けることになるにちがいない。⁽⁴³⁾」現存在の改鑄は、ヒトラーのこの発言からも明らかのように、当然に「道徳観念と人間の精神的定位の巨大な革命」⁽⁴⁴⁾を伴うものであったし、また伴わざるをえないものでもあつたのだ。ここでは、「ヒューマニズムは弱者の侍女」以外の何物でもなかつた。⁽⁴⁵⁾「将来、どれほどの犠牲が要求されようと、恨みを持つことは許されない」、そのようにウデーザルが民族同胞に対し新たな倫理観の受容を説いたのは、「ナチズム倫理学の基礎」との副題をもつ『育種と規律』の中であつた、「民族の改良へのわれわれの意思が、われわれにそのことを求めるが故に、多くの憤激は克服されねばならない。より優れた人種となることがわれわれの希望である。そのために必要とされる淘汰をわれわれの生活に課せられた義務法則とみなすことが要求されている。育種と淘汰の思想は、道徳と義務の領域へと高められる。何人も、神の掟に逆らう意図を持つものでない限り、それを拒否することは許されない。⁽⁴⁶⁾」求められているのは、「白痴、クレチン病患者、精神薄弱者、常習犯罪者、その他退化した者、汚染した者等、大都会の人間の屑から、敢然と一〇〇万人を篩い分けることができる」⁽⁴⁷⁾、そうした類の精神であつた。「われわれは残酷にならねばならない」、政權掌握の半年前、はじめて出会つたラウシュニングを相手にヒトラーは語つていた、「われわれは恥じることなく再び残酷さを取り戻さねばならない。そうすることによつてしか民族の中にある涙もろさやセンチメンタルな俗物根性を追い払うことはできない。『人のよさ』とか、仕事が終わつた後の仲間との一杯といったささやかな楽しみがそうである。もはや美しい感情とやらに耽つている場合ではない。もしドイツ民族が自らの歴史的な課題を果たさなければならぬと

するならば、われわれは彼らに偉大であることを強いらなければならない。私が厳しい教育者とならねばならないことを承知している。私は自ら嚴格とならねばならない。私の課題は、かつてドイツを指導したビスマルクやその他の人達のものに比べより一層困難なものである。今日、民族に課せられた課題の解決についてあれこれ考える前に、私はまずはじめに民族を創造しなければならないのだ。⁽⁴⁸⁾」

- (1) A. Hitler, "Mein Kampf." (1925/27 [1934]) S. 782.
- (2) (ed.) H. A. Jacobsen/W. Jochmann, "Ausgewählte Dokumente zur Geschichte des Nationalsozialismus. 1933-1945." Bd. 1. (1961)
- (3) 『静岡大学教養部研究報告（人文・社会科学編）』第二五巻第二号一一六頁以下参照。
- (4) 本章一（一）参照。
- (5) 本章二（一）（七）三（三）参照。
- (6) R. Schlaut, Deutsches Recht. 1934. S. 73.
- (7) H. W. Kranz, "Die Gemeinschaftsunfähigen. 1. Teil." (1939) S. 9.
- (8) 本章二（一）参照。
- (9) (ed.) M. Domarus, "Hitler. Reden und Proklamationen." (1963) S. 288.
- (10) (ed.) N. Baynes, "The Speeches of Adolf Hitler." (1942) S. 482.
- (11) (ed.) M. Domarus, a. a. O., S. 564.
- (12) A. Hitler, "Mein Kampf." S. 234.
- (13) "Die Reden Hitlers als Kanzler." (1934) S. 12.
- (14) "Die Reden Hitlers am Parteitag der Freiheit 1935." (1936) S. 77f.
- (15) O. Strasser, "Hitler und Ich." (1940) S. 108.

- (16) (ed.) M. Domarus, a. a. O., S. 717.
- (17) H. Rauschning, "Gespräche mit Hitler." (1940) S. 216ff.
- (18) A. Rosenberg, "Der Mythos des 20. Jahrhunderts." (1930 [1939]) S. 2.
- (19) H. Lammers, Deutsche Justiz. 1934. S. 1300.
- (20) W. Frick, "Was ist Rasse?" ((ed.) S. K. Behrens) (1934) S. 61.
- (21) G. Benn, "Der neue Staat und die Intellektuellen." (1933) S. 25ff.
- (22) E. Bergmann, "Deutschland. Das Bildungsland der neuen Menschheit." (1933) S. 16.
- (23) ドイツ民族の人種的価値を保護し、より一層強化し、「新たな人間」を形成する、こうしたナチズムの企てを表現する名称として、当時「人種衛生学」あるいは「人種改良学」といった言葉が用いられたが、必ずしも統一した使用法が存在したわけではなかった。たとえば、ルトケは、或るところで、「私は、人種衛生学 (Rassenhygiene) の下に、遺伝改良学および人種改良学 (Erb- und Rassenpflege) を理解することを改めて強調したい」としながらも ((ed.) E. Rüdín, "Erblehre und Rassenhygiene im völkischen Staat." (1934) S. 92.)、別のところでは、「人種衛生学」という言葉に代えて、「遺伝・人種改良学」という用語の使用を、「教育的理由から合目的である」としている。(Juristische Wochenschrift. 1935. S. 1373.)
- ただ、「人種衛生学」が、民族の健全性の維持・保護といった消極的意味合いを多分に有し、「人種改良学」がより積極的に民族の種の改良・改善といった意味をもっていたことについて、たとえば、E. Jörns/J. Schwab, "Rassenhygienische Fibel." (1937) S. 40f. 参照。
- (24) "Hitlers Zweites Buch." (1961) S. 78, 127.
- (25) R. Höhn, "Vom Wesen der Gemeinschaft." (1934) S. 27.
- (26) G. Usadel, "Zucht und Ordnung." (1936) S. 9f.; A. Gütt, "Die Rassenpflege im Dritten Reich." (1940) S. 7f.; W. Darré, "Um Blut und Boden." (1941) S. 30.
- (27) W. Darré, "Zucht als Gebot." (1944) S. 17, 35f.
- (28) "Der Parteitag Großdeutschland vom 5. bis 12. September 1938." (1938) S. 81.
- (29) "Die Reden Hitlers am Reichsparteitag 1933." (1934) S. 23f.

(30) Zit. bei W. Darré, "Um Blut und Boden." S. 311f. その他' 同様の指摘を「A. Gütt, "Dienst an der Rasse als Aufgabe der Staatspolitik." (1934) S. 25f.; H. Nicolai, Deutsches Recht. 1934. S. 76.; "Hans Schemm Spricht." (1935) S. 54.; E. Ristow, "Erbgesundheitsrecht." (1935) S. 2.; F. Ruttké, Deutsche Justiz. 1936. S. 801.; Das Schwarze Korps. 1936. Folge. 23. S. 11.; W. Darré, "Zucht als Gebot." S. 96f.

ヒトラーが、人種理論をナチズム全体の中でいかに重要視していたかは、一九三八年の党大会における、「ナチズムはもっぱら人種に関する諸認識から生まれた一つの民族的政治理論である」との発言（"Der Parteitag Großdeutschland vom 5. bis 12. September 1938." S. 81.）' あらうは、大戦中、大本営での側近に対する以下の発言からも明らかであった。「もし我が国がこれまでの自らの業績を評価するとした場合、まず第一に挙げられるべき功績は、無理解な世間を相手として、生存の基盤としての人種思想に勝利を収めさせたことである。」(ed.) W. Jochmann, "Adolf Hitler Monologe im Führer Hauptquartier. 1941-1944." (1980) S. 101.)

(31) W. Groß, "Rassenpolitische Erziehung." (1934) S. 7ff. その他' 同様の指摘を行なうものとして、A. Gütt, Der Amtsarzt. 1936. S. 172.; ders., "Der Aufbau des Gesundheitswesens im Dritten Reich." (1938) S. 41.; A. Gütt/H. Linden/F. Maßfeller, "Blutschutz = und Ehegesundheitsgesetz." (1937) S. 1ff.

(32) W. Groß, a. a. O., S. 11f.

(33) W. Groß, a. a. O., S. 12ff.

(34) W. Groß, a. a. O., S. 15.

(35) Wagner, "Der Parteitag der Freiheit vom 10.-16. September 1935." (1935) S. 90ff.

(36) A. Gütt/H. Linden/F. Maßfeller, a. a. O., S. 51ff.; Wagner, a. a. O., S. 95f.; A. Gütt, "Nordisches Gedankengut im Dritten Reich." (1936) S. 9ff.; E. Jörns/J. Schwab, "Rassenhygienische Fibel." S. 68ff.; M. Staemmler, "Rassenpflege im völkischen Staat." (1939) S. 95ff.

(37) なお、ライヒ教育省により編纂された一九三八年一月二九日の『高等学校における教育と授業』は、実科学校第八学年の「生物学」の講義題目として、「人口政策と人種改良」を挙げ、具体的に「ドイツ民族の数的保護」「遺伝的健全性の保護」「人種の純粋性の保護」を講義すべきものとしていた。（"Erziehung und Unterricht in der Höheren Schule." (1938) S.

- (38) A. Gütt, "Dienst an der Rasse als Aufgabe der Staatspolitik." S. 13.
- (39) H. Lammers, Deutsche Justiz. 1934. S. 1300.
- (40) H. Lammers, a. a. O.
- (41) H. Rauschning, "Gespräche mit Hitler." S. 179ff.
- (42) 本章二(一)参照。
- (43) Völkischer Beobachter. Vom 7. 8. 1939.
- (44) H. Rauschning, a. a. O., S. 210.
- (45) "Hitlers Zweites Buch." S. 56.
- (46) G. Usadel, "Zucht und Ordnung." S. 19.
- (47) E. Bergmann, "Erkenntnisgeist und Muttergeist." 2. Aufl. (1933) S. 431.
- (48) H. Rauschning, a. a. O., S. 22.

五 種共同体の建設 I——「健全で価値ある遺伝的素質を有する人間の増殖を可能ならしめる一切が促進されねばならない」

(一) 婚姻の本質と目的

「新たな人間の創造」に定位した現存在の改鑄、それは、或る時シュペアーに明かしたように、「もし私の計画が失敗したなら、裁かれ、恨まれ、地獄に突き落とされることになるであろう⁽¹⁾」、そうした類の課題であったにちがいない。一九三三年の秋の或る日、ラウシュニングに語って聞かせた、これから始まる未曾有の企てに対するドイツ民族への覚悟

の要請は、同時に、ヒトラー自身の不退転の決意の表明でもあったと思われる。「われわれは、今日なお、結末がいかなるものになるかを知らない。われわれを待ち受けているものは、途方もなく巨大な変革である。われわれは、今ようやくその始まりに立っている。われわれは変革を欲する。もはや後戻りすることはない。私は、自らの運命にたじろぐドイツ民族を強いて、その偉大さへの道を歩ませようと思う。私が、私の目標に到達しうるのは世界革命によってのみである。ドイツ民族にいかなる逃げ道も存在しない。容赦なくその偉大さへと彼らを駆り立てなければならぬ。さもなければ、再び臆病な諦めへと逆戻りすることになるであろう。……ドイツ民族が来るべき時代に名を与える将来の世界民族となりうるのは、新たな世界秩序の内的法則を自ら進んで受け入れることよってのみである。」⁽²⁾

「民族の未来は揺り籠の中にある」⁽³⁾——これが、「新たな人間の創造」を目的に、いかなる逃げ道も塞がれたドイツ民族一人一人が真先に引き受けなければならなかった「新たな世界秩序の内的法則」の一つであったことはまちがいない。それというのも、このクランツの言葉が象徴的に表現している通り、将来の人種戦争の帰趨、ひいてはドイツ民族の未来は、何よりもまず、一人一人の民族同胞が、彼らの指導者、アドルフ・ヒトラーの手の中に、彼の意のままになる「未来の戦士」をどれほど多く提供しうるかにかかっていた⁽⁴⁾。たとえば、ヒムラーは、SSの指導部を前にした或る演説の中で、出生数の多寡が戦争遂行に及ぼす影響について次のように語っていた、「一家族が平均四人の息子を持つ場合にはじめて、その民族は戦争を敢行することが可能となる。何故なら、二人が倒れても、なお残る二人が家名を継ぐことになるからである。一家族が一人ないしは二人の息子しかもたない場合、民族に対する指導はあらゆる決断に際し臆病なものとならざるをえない。それは、われわれの経験が教えるところである。」⁽⁵⁾たしかにナチスにとって、一人一人の母親が生み出す子供以上に有意義な贈り物はなかったにちがいない。一九三五年の秋、ハーメルン近郊のビュツケベルクで行われた収穫感謝祭でのヒトラーの演説は疑問の余地のないものであった。「この年、神がわれわれに贈りたも

うた収穫は単に経済的なそれにとどまるものではない。われわれはそれ以上の祝福を神から与えられたのである。ドイツ国防軍の再建がなされ、海軍の建設もまもなく開始される。ドイツの都市や村の護りが保障され、やがて空軍が空からの護りを引き受けることになるであろう。しかし、こうしたこと以上に」と彼はいう、「われわれは特別な収穫についても感謝を捧げなければならない。われわれは、今この瞬間、何十万というドイツ人女性に対し感謝したいのだ。彼女たちは、彼女たちがわれわれに与えうるもつとも美しい贈り物を再び与えてくれたのだから。何十万もの幼い子供たちがそうである。」⁽⁶⁾

「揺り籠の勝利」が「武器の勝利」を生み出し、「揺り籠の中でこそ民族の運命が最終的に決せられる」⁽⁷⁾、そのように考えられた限り、男であれ、女であれ、子供を生み育てることにより、民族を維持し、その量的拡大をはかることが民族同胞としての第一級の義務と位置づけられたことはけだし当然のことであつたといわねばならない。「私が神の掟というものの存在を信じるとした場合、ただ一つの掟だけが考えられうる」、ヒトラーはそのようにいう、「即ち、種の維持がそれである。一匹の蠅は何百万もの卵を生み、それらはすべてやがて死ぬ。しかし、蠅という種は存在し続けるのだ。……〔この蠅と同様〕生きるも死ぬも自らの種の維持のためであるということをして一人一人が自覚している、そうした状態を生み出すことが私の狙いに他ならない。われわれに与えられた課題は、種の生存の維持のために何か特別なことを行う場合、それが人間にとって最大の尊敬に値することであるということをして人々に教えこむことである。」⁽⁸⁾一人一人の民族同胞に対し求められたことは、「民族がすべてであり、個人は無である」という民族共同体に固有の「範疇的命令」の自覚であり、その実行であつた。レントツはいう、「個々人は、人種という無限の生命の流れとの一致を自覚することの中に自らの幸福を見い出さなければならない。」⁽⁹⁾たしかに、ここでもまた、「個人的幸福の時代は過ぎ去つた」⁽¹⁰⁾のだ。一九四一年一月の或る晩のこと、彼の専属マッサージ師ケルステンを相手に、ヒムラーはそのことをはつきりと確認してい

た。「国家にとつて重要なことは可能な限り多くの子供が誕生することである、子供のいない夫婦に対しては強制的離婚が実行されなければならない」と語つた彼は、ケルステン⁽¹¹⁾の反論——「国家の利益だけでなく、むしろ婚姻当事者の感情といったものにも注目する必要があるのではないでしようか。もし国家の手によつて強制的に離婚させられるとした場合、彼らはそのことを重大な不幸とみなすことになるでしよう」——に対し、次のように答えたという、即ち、「ライヒの存立が個々人の福利や幸福といったものよりも大事な事柄である。ミューラー夫妻が幸福と感ずるか否かはどうでもいいことなんだ。」

「種の維持」、つまりは子供の誕生を至上命題とする新たな時代を前にして、女性の役割、とりわけ母親としてのそれが強調されることになるのは当然の成行きであつた。「われわれは、女性の中にわれわれの民族の永遠の母を見い出すのである。」これは一九三六年の党大会におけるナチス婦人連盟の大会でのヒトラーの発言であつた。さらに彼はいう、「女性には女性の戦場がある。彼女たちが子供を生むたびに、女性は国民と国家のための戦いを遂行することになるのである。」⁽¹²⁾こうした発言が、共同体における男性と女性の明確な役割分担を前提とするものであつたことはいままでもない。二年前の同じ大会での発言は明快であつた。「男性の世界が国家であり、闘争であり、共同体への積極的な自己献身であるのに対し、女性の世界は夫であり、家族であり、子供である。神は女性に対し、女性に固有の世界の管理を委ね、それがあつてはじめて男性の世界が形成され建設されうるものとなるのである。」⁽¹³⁾ヒトラーは、既に、『我が闘争』の中で、「貞潔なオールドミスではなく、男性的な力の権化たることを自負する男子を世に送り出すことのできる女性がナチズムの理想である」とし、⁽¹⁴⁾そのために「女子教育の不動の目的は将来の母たることにおかれなければならない」との考えを明らかにしていたが、第一次大戦後、急速に進んだ女性の社会進出という状況に照らし、政治指導部にとつて差し迫つて必要なことは、女性を再び家庭という場に連れ戻すことであつたにちがいない。ドイツ人女性を対象とした人種

思想の啓蒙書として出版された『人種とは何か』の中で、フリックは、女性の意識の改革の必要性についてあけすけに語っていた、「過去数十年にわたって、ドイツの女性は自然に反した誤った理論の破壊的影響の下におかれてきました。彼女たちは、たえず権利とやらについて聞かされてきたのです。生を享受する権利、自立する権利、男女の平等権といったものが主張されました。彼女たちが、神によって求められている女性としての義務、つまり、母たることの、また新たな生命を生むことの義務を忘れることになったのは、そうしたことの結果に他なりません。ナチズムにとっては、自らの価値ある遺伝的素質を次の世代へ伝えようとしめない教養ある学者先生よりも、むしろ遺伝的に健全で子沢山な母親の方がはるかに価値があるものなのです。大きな精神的変革の実行が求められています。家庭の主婦となること、母となること、そしてまた、健全で輝くばかりの多くの子どもを生むことが、再び彼女たちにとっての最高の幸福とならねばなりません。結局、そのことが、たとえ従来抑圧されてきたこととはいえ、女性の本来的な本性に合致するものなのです。」⁽¹⁶⁾

ドイツ民族の人口数の拡大が不可欠であったとして、しかし、既にフリックの言葉にも見られるように、指導部が求めていたことは「子沢山」といった単なる数の問題に尽きるものではなかった。いうまでもなく、「遺伝的に健全で人種的に価値ある子供」の誕生こそが重要であったのだ。それは、将来の地球支配をめぐる諸民族の戦いがそれぞれの民族の有する「人種的価値」によって決定される「人種戦争」であるとするナチズムの世界観からする限り当然の要請であった。先の啓蒙書の序文の中で編集者のシャルロツテ・ケーン「ペーレンスはいう、「私たち女であり母であるものは、私たちが民族の未来を担っていることを自覚しなければなりません。男性を選択するということは、私たちの子供の父親を選ぶということなのです。将来、誰も「そのことで」私たちに苦情を申し立てないということ、それが私たちの第一の望みであり、究極の課題だといえるでしょう。必要なことは、私たちの子宮の中で誕生する子供たちが幸福で自由な

民族の分岐となるということですが、『私は母親からの血を受け継いだのだ』、子供たちが誇りをもってそう告白しうるようではなければなりません。⁽¹⁷⁾「むろん、このことは何も女性に限られたことではなかったにちがいない。いうまでもなく、男性にとっても、彼の子孫の価値が女性の正しい選択にかかっていたのだから。カーデはいう、「男性もまた〔女性の選択に際し〕自らに対し与えられた民族的責任と義務を自覚し、ドイツ人男性たるに相応しい眼と心をもって女性を観察しなければならぬ。女性は男性にとって性的な玩具や『働く動物』であってはならない。むしろ、男性が女性の中に見い出さなければならぬものは、自己の民族の永遠の母、ドイツの民族的力の産婦、扶養者である。⁽¹⁸⁾」

結局のところ、「単に民族の維持に協力するだけでなく、むしろ、民族の品種改良を促進する」ことこそが男であれ女であれ一人一人の民族同胞に課せられた重要な任務であったのだ。⁽¹⁹⁾この点で、ギユットトの主張は、ナチズムの要請をきわめてわかりやすい形で明らかにするものであった。「遺伝的に健全なすべてのドイツ人は、自らに委ねられた遺伝的素質を純粹に、そして数多くのものへと伝えてゆくことを義務づけられている。単に現在の民族共同体に奉仕するだけでなく、遺伝的に健全で有能な子供を育成することによって未来の民族に奉仕しなければならない。⁽²⁰⁾」そのため、これから民族の生殖過程に参加しようとするドイツ人青少年に対し、将来の父となり、母となるための心構えが叩き込まなければならなかったことはいうまでもない。たとえば、「ドイツ人青少年のために書かれた」イエルンスとシュヴァープの手になる『人種衛生学入門』は次のように説いている、「一人一人の人間は、自分の子供の遺伝的健全性に関し負うところの重大な責任を認識し、実行に移さなければなりません。もし、あなたが自分の無知でもって〔自らの有する〕悪しき遺伝的素質を子供に伝えたとするならば、あなたの子供は決してあなたを許すことはないでしょう。彼らは次のようにあなたを責めるにちがいません、『あなたは私を愛していたわけではなかったのです。さもなければ、あなたは私をこの世におくりだすことはなかったでしょう。あなたは、この悪しき遺伝的素質が私に与えられるであろうことを承

知していたはずですから。』したがって、あなたは、将来子供を望んでよいかどうかを十分考えなければなりません。しかし、それですべて片がつくというわけのものではありません。あなたの子供がどうなるかは、あなた一人の責任ではなく、あなたの伴侶にもまた関係する事柄なのですから。あなたが、やがて将来、伴侶を見つけようとする時、あなたが考えなければならぬことは、相手の経済力、人当たりの良さ、教養、容姿といったことではなく、遺伝的健全性だということなのです。それが、あなたの子供を由緒正しいものとするのです。そのために、あなたは、相手の家族全体を觀察しなければなりません。両親、兄弟姉妹がそうであり、また、近親の者も含まれます。そうすれば、あなたの将来の伴侶の遺伝的健全性について多くのことを知ることができるようでしょう。むろん、それによってすべてが認識されるといふわけではありません。しかし、次のような諺を思い出す必要があるでしょう、『家族(親戚)の中で唯一立派な娘というものと結婚してはいけない。』あるいは、『人間というものは一つの良き(悪しき)家族と結婚するものなのだ。』⁽²¹⁾

イエルンス等の比喻を借りていうならば、一人一人はいわば「民族の織機の前に立っている」のであり、そのことを自覚し、過去無数の世代から伝えられた遺伝的素質によつて織りあげられてきたドイツ民族という織り布から「悪しき糸」を取り除き、それをより良いものへと改善し、できる限り優れた、そしてより大きな織り布を後の世代へと伝えてゆくこと、それが、ドイツ民族共同体に生きる民族同胞すべてに課せられた義務であり課題であつたのだ。⁽²²⁾しかし、将来のドイツ民族の命運が民族の有する人種的価値の保護育成にかかっているとするナチス政治指導部からするならば、むろん「民族の織機」の操作はすべて個人の手に委ねられうるような問題ではなかつた。「今日既に与えられているドイツ民族の遺伝的素質から、将来、どのような人間が創造されるべきか、そしてまた、この遺伝的素質の中で、ドイツにとって何が有用であり、何が不用であるかといった問題は、何よりもまず政治的問題である」、ダレはそう主張する、「遺伝的素質の伝達の仕組みがどうなっているかといった問題は政治家にとってはどうでもよい。しかし、「遺伝的素質が伝

達されるという」事実そのことだけは、われわれにとって重要な意味をもつ。遺伝的素質の伝達が民族全体および民族の将来にとって価値ある仕方を実現されるために、いかなる手段が採用されなければならないか、それこそが政治家に関わる重要な問題なのだ。このドイツの社会では、一般的には、ドイツ民族の遺伝的素質は結婚を通して子孫へと伝えられてゆくと考えられる以上、政治家が遺伝的素質をいわば家事管理人として監督し、可能な限り、良き遺伝的素質のみを子孫に伝えさせようとするならば、これが可能となるのは、子孫への遺伝的素質の伝達がわれわれにとって制御可能となるところ、即ち、結婚という場において他に考えられない⁽²³⁾。」

もはや明らかであろう。「結婚」は単に、「社会制度として保障された男女の性的結合関係」といったものに留まりうるものではなかった。同時に、それは「遺伝的に健全な子供の増殖をもつとも優れて保障する制度」として位置づけられなければならないものとなったのである。⁽²⁴⁾ むろん結婚が両性の合意にもとづく男女の共同生活の基本的形態であることに変わりはないにせよ、しかし、その目的・本質の変化は疑う余地のないものであった。何よりもまず、「自己目的」としての結婚生活といったものが存在しうる余地はなかった。「種および人種の増加ならびに維持という、より偉大な目的に奉仕しなければならぬ。これのみが結婚の意味であり課題である。⁽²⁵⁾」スカンツォーニは、この『我が闘争』の言葉に付け加えてさらに次のようにいう、「人種を同じくし、遺伝的に健全な二人の男女が、相互的な誠実・愛・尊重に基礎をおく永続的な生活共同体の中で結ばれるのは、人種を同じくし、遺伝的に健全な子供を生み、この子供を有能な民族同胞へと教育することを目的とする限りにおいてである。⁽²⁶⁾」こうした新たな目的と課題は、結婚という男女の共同生活から、従来それがもっていたような「私的な出来事」といった性格を剝奪する。ありていにいうならば、「性欲もまた共同体と無関係に存在しうるものではなくなった⁽²⁷⁾」のだ。ヒトラーは、一九三七年に行われた或る秘密演説の中で、「性生活」が民族指導の例外ではありえないことをはっきりと確認していた、即ち、「われわれは民族指導を要求する。われ

われのみが、民族そのもの、即ち、一人一人の男と女を指導する権能を有するものである。われわれは両性の生活の在り様を統制する。われわれは、国家ではなく、子供を創造するのだ。⁽²⁸⁾

「遺伝的に健全な子供の増殖」を課題とし、その結果、配偶者に対するよりも、むしろ「共同体に対する義務」が強調されなければならない⁽²⁹⁾、こうした事情の下、「婚姻締結」の法的性格も大きく変化せざるをえなかった。それは、単なる婚約者間の純粹に「私的な契約行為」といったものから、「健全なドイツ民族の構築への参加義務の祝祭的な宣言」として、新たに「国家法上の高権的行為」として位置づけられなければならないものとなったのである。⁽³⁰⁾ かかる新たな觀念は、一九三八年八月一日から施行された『オーストリアラント及びその他のライヒ領域における婚姻締結並びに離婚法の統一のための法律』⁽³¹⁾の中ではつきりと具体化されることになる。「婚姻および家族は民族共同体生活の基礎であり、その力と健全性に民族共同体の価値および存立がかかっている。それ故、婚姻と家族は国家の後見の下に置かれ、国家の特別の保護を享受するものとならねばならない」⁽³²⁾、このような観点から、オーストリア併合を契機として、従来の婚姻法に対し全面的な改正を実施した『法律』は、「婚姻締結」に関し、第一五条第一項において、「婚姻は戸籍吏の面前に行われる場合に限り成立する」との規定。従来、民法第一三二七条が、単に「婚姻は、婚約者双方が戸籍吏の面前において、自ら同時に婚姻をなすことを欲する旨を宣言することによって締結されるものとする」との訓辞規定をおくだけであつたのに対し、これにより、今後、戸籍吏、つまりは「国家」の積極的な関与の存在が婚姻成立の不可欠の要件とされることになったのである。⁽³³⁾ さらに、第三ライヒにおける婚姻の本質の変化を象徴的に表現し、宣言する条項として第一八条第一項があつた。即ち、「戸籍吏は、婚姻締結に際し、二人の証人の立会いの下、婚約者双方に対し、それぞれ、かつ順次に婚姻を行うことを欲するか否かを問い、婚約者双方がこれを肯定した後、ライヒの名において彼らが適法に結ばれた夫婦であることを宣言しなければならぬ。」もつとも、形式上、これは単なる訓辞規定に過ぎず、

第一五条第一項にある通り、既に婚姻は戸籍吏の面前での宣言により成立するものであり、したがって、それに対する違反は婚姻の有効性に何ら影響を与えるものではなかったものの、しかしながら、これは先の条項以上に第三ライヒにおける婚姻にとって「重大な象徴的意味を持つ」⁽³⁴⁾ものであった。スカンツォーニによれば、「戸籍吏が夫婦の合法的な結合をライヒの名において確認することには深い意味がある」とされる、「それは、配偶者双方が決して通常の意味での『法律行為』を締結したのではないということ、そして、民族の現存在にとってこの上もなく重要な価値をもつ特別な種類の法的関係として、民族共同体のもっとも小さな細胞である男女の生活共同体が、ライヒ権力の協力の下、祝祭的に基礎づけられ、今後国家の特別な保護の下におかれるということを目に見える形で彼らに意識させようとするものなのである」⁽³⁵⁾。

- (1) A. Speer, "Erinnerungen." (1969) S. 115.
- (2) H. Rauschning, "Gespräche mit Hitler." (1940) S. 105.
- (3) H. W. Kranz, Archiv für Rassen- und Gesellschaftsbiologie. 1935. S. 62.
- (4) F. Rutke, "Was ist Rasse?" ((ed.) S. K. Behrens) (1934) S. 10.; W. Groß, Zit. bei W. Gehl, "Der nationalsozialistische Staat." (1933) S. 14f.
- (5) H. Himmeler, Trial of the Major War Criminals before the International Military Tribunal. Bd. 29. S. 108f.
- (6) (ed.) M. Domarus, "Hitler. Reden und Proklamationen." (1963) S. 54.
- (7) Völkischer Beobachter. Vom 28. 7. 1940.
- (8) H. Picker, "Hitlers Tischgespräche im Führerhauptquartier." (1976) S. 79ff.
- (9) F. Lenz, "Die Rasse als Wertprinzip." (1917 [1933]) S. 544.
- (10) H. Rauschning, a. a. O., S. 180.

- (11) F. Kersten, "Totenkopf und Treue." (1955) S. 92.
- (12) "Die Reden Hitlers am Parteitag der Freiheit 1935." (1936) S. 53f.
- (13) (ed.) M. Domarus, a. a. O., S. 450.
- (14) A. Hitler, "Mein Kampf." (1925/1927 [1934]) S. 455.
- (15) A. Hitler, a. a. O., S. 460.
- (16) W. Frick, "Was ist Rasse?" (ed.) S. K. Behrens) S. 59f. 実際、政権掌握後、ナチスの女子教育は、こうした観点から再編成されることになる。エリザベート・レンツは、一九三四年のナチス教員連盟主催の或る大会で行った『第三ライヒの民族学校における女子教育』と題する講演の中で、女子教育の目的を次のように規定した、「民族学校における女子教育はもつとも重要な文化的課題のひとつである。なぜなら、まさしく民族学校から将来のドイツの母親の多くが誕生するのだから。少女たちはやがて新しい世代を生み出し、彼女たちのそうした行為が、今日ナチズムの手によって行われている種蒔きの収穫をもたらすことになるのである。民族学校の女子教育がアドルフ・ヒトラーの精神にもとづいて行われたか否かは、こうした世代になってはつきりと示されるであろう。……肉体、精神、魂の一切の活動は『我が民族のために』のスローガンの下になければならない。……少女の肉体は、母たることの要請に應えうるよう育てあげられなければならない。」(E. Lenz, "Weibliche Erziehung im NSLB." (ed.) A. R. Gruber) (1934) S. 34ff.) その後、ライヒ・プロイセン教育省の手によって編纂された『民族学校における教育と授業』は、「一般的指針」の中で、「女子に対する授業は、女子の発達が既に女性としての特徴を獲得するに至る最後の二年間につき、彼女たちに今後課せられる主婦としての、また母としての課題により強く定位されなければならない」と規定。("Erziehung und Unterricht in der Volksschule." (1940) S. 10.) あるいは、『高等学校における教育と授業』もまた、女子教育に関しより詳細な指針を設けている。まず「総論」はいう、「女子教育は、男子教育と異なった規律にもとづいて遂行されねばならない。また男子教育の模倣となつてはならない。子供の、またその生活領域は、既に所与の性の相異によつて明白に刻印されているが故に、女子教育は、それが有する民族と国家に根ざす固有の責任にもとづくものとならねばならない。即ち、一切の教科の授業は、女性の本性および世界から出発し、フューラーによつて宣言された目的——『女子教育の不動の目的は将来の母たることに置かれなければならない』——に定位しなければならぬ。」("Erziehung und Unterricht in der Höheren Schule." (1938) S. 17f.) 以下に「生物学」の授業の項で以下の指示が与

えられている。「遺伝学、人種学、人口学に関する授業は、女子に関しては、特別に重要な課題をもつことになる。……われわれの民族共同体の生存がいかに強く女性の存在に依存しているかを理解させ、またその際、彼女たちに女性に固有の高い責任と使命が課せられていることを自覚ならしめることが決定的に重要である。こうした責務のもつ重要性というものは、女性が、裕福な生活を求め、子供をもつ意思を失った場合、民族は死滅するに至るということを、授業の中ではっきりと明らかに示される場合にはじめて正当に評価されることになる。」(A. a. O., S. 153.)

(17) (ed.) S. K. Behrens, "Was ist Rasse?" S. 7.

(18) F. Kade, "Die Wende in der Mädchenerziehung." (1937) S. 7. 同様の挿題「W. Darré, "Um Blut und Boden." (1941) S. 161.

(19) E. Jörns/J. Schwab, "Rassenhygienische Fibel." (1937) S. 73.; W. Darré, a. a. O., S. 301f.

(20) A. Gütt, "Die Rassenpflege im Dritten Reich." (1940) S. 13f.

(21) E. Jörns/J. Schwab, a. a. O., S. 33f. 同様の挿題「M. Gruber, "Hygiene des Geschlechtslebens." (1930 [1939]) S. 38ff. また「*ドイツの教育の必要性を主張するドイツ*」W. Frick, "Dokumente der Deutschen Politik. Bd. 1." ((ed.) P. M. Benneckenstein) (1939) S. 176.; A. Gütt, a. a. O., S. 11ff.; W. Darré, a. a. O., S. 160f.

(22) E. Jörns/J. Schwab, a. a. O., S. 103ff.

(23) W. Darré, a. a. O., S. 33f.

(24) A. Gütt, a. a. O., S. 12.

(25) A. Hitler, "Mein Kampf." S. 275.

(26) G. v. Scanzoni, "Das großdeutsche Ehegesetz." (1939) S. 1f. その他「同様の婚姻の目的を「民族の保護・育成」に見る」*ドイツ* W. Siebert, Deutsche Rechtswissenschaft. 1936. S. 214f.; R. Freisler, "Vom alten zum neuen Ehescheidungsrecht." (1937) S. 9ff.; I. E. Servaes, Rasse und Recht. 1937. S. 23.; H. Frank, Deutsches Recht. 1938. S. 355.; J. W. Hedemann/H. Lehmann/W. Siebert, "Volksgesetzbuch. Grundregeln und Buch I." (1942) S. 11.; W. Darré, "Zucht als Gebot." (1944) S. 29ff.

(27) G. Usadel, "Zucht und Ordnung." (1935) S. 16.; (ed.) B. F. Smith/A. F. Peterson/J. C. Fest, "Heinrich Himmler.

Geheim Reden 1933 bis 1945.“ (1974) S. 94. ; Wagner, Deutsche Justiz 1938. S. 1638f.

(8) (ed.) H. Picker, "Hitlers Tischgespräche im Führerhauptquartier." S. 487. こうした観念は何も秘密にされるべき事柄ではなかった。ルトケは、『人種とは何か』の中で、「ドイツ民族の勝利は、ドイツ民族が、遺伝的に健全で、人種的に価値ある子沢山の家族を絶えず意のままに作り出してはじめて完全なものとなる」と語っている。(F. Ruttke, "Was ist Rasse?" (ed.) S. K. Behrens) S. 10.)

(9) H. Lange, "Nationalsozialistische Handbuch für Recht und Gesetzgebung." ((ed.) H. Frank) (1935) S. 953. ; A. Gütt, "Die Rassenpflege im Dritten Reich." S. 11.

(10) H. Frank, Deutsches Recht. 1938. S. 355. ; G. v. Scanzoni, a. a. O., S. 2. ; A. Gütt, a. a. O., S. 11ff.

(11) Reichsgesetzblatt. 1938. Teil I. S. 807.

(12) Begründung zu dem Gesetz über die Vereinheitlichung des Rechts der Eheschließung und der Ehescheidung im Lande Österreich und im übrigen Reichsgebiet vom 6. 7. 1938., Deutsche Justiz. 1938. S. 1107.

(13) Pfundner/Neubert, "Das neue Deutsche Reichsrecht." IIb-59. S. 16 (neu) f.

(14) H. Anz, Juristische Wochenschrift. 1938. S. 2075. ; Pfundner/Neubert, a. a. O., S. 18 (neu).

(15) G. v. Scanzoni, a. a. O., S. 34.